

宮代町特定建設工事共同企業体取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮代町が発注する建設工事に係る特定建設工事共同企業体の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「特定建設工事共同企業体」とは、大規模かつ技術的難度の高い工事の施行に際し、企業の技術力等を結集することにより工事を適正かつ確実に施工するため、町が共同施工を必要と認める工事ごとに結成する共同企業体をいう。

(対象工事の種類及び規模)

第3条 特定建設工事共同企業体が発注することができる工事（以下「対象工事」という。）は、次に掲げる工事であって、技術的難度の高い工事とする。

- (1) 設計金額が概ね2億円以上の土木工事
- (2) 設計金額が概ね3億円以上の建築工事
- (3) 設計金額が概ね1億5千万円以上の設備その他工事

2 前項の規定に定めるもののほか、工事の性格等に照らし、特定建設工事共同企業体による共同施工が効果的と認められる工事については、対象工事とすることができる。

(構成員の要件)

第4条 特定建設工事共同企業体の構成員は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 宮代町建設工事競争入札参加資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載されている者。ただし、対象工事の他の特定建設工事共同企業体の構成員は除く。
- (2) 対象工事の発注工種に対応する許可業種について、許可を受けてから3年以上の営業実績がある者
- (3) 対象工事を構成する工事（一部の工種を含む。）について、元請として一定の実績を有し、かつ、対象工事と同種の工事を施工した経験がある者
- (4) 対象工事を施工し得る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できる者

(構成員数)

第5条 特定建設工事共同企業体の構成員数は、2社とする。ただし、設計金額が第3条第1項各号に掲げる金額の2倍程度以上の工事については、3社とすることができる。

(結成方法)

第6条 特定建設工事共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(運営形態)

第7条 特定建設工事共同企業体の運営形態は、各構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式でなければならない。

(代表者)

第8条 特定建設工事共同企業体の代表者（以下「代表者」という。）は、構成員のうち、最大の施工能力を有する者でなければならない。

(出資比率)

第9条 代表者の出資比率は、構成員のうち、最大の出資比率でなければならない。

2 構成員のうち、最小の出資者の出資比率は、当該特定建設工事共同企業体の構成員数に応じ、次の割合以上でなければならない。

(1) 2社の場合 100分の30

(2) 3社の場合 100分の20

(審議)

第10条 町長は、対象工事を特定建設工事共同企業体に発注しようとするときは、次の事項についてあらかじめ宮代町工事請負等業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に審議を行わせるものとする。

(1) 特定建設工事共同企業体発注の適否

(2) 構成員数

(3) 代表者及び構成員の資格要件等

(契約方法)

第11条 町長は、特定建設工事共同企業体に発注する場合は、一般競争入札の方法により行うものとする。ただし、既に施工中の対象工事に関連し、かつ、当該対象工事を施工中の特定建設工事共同企業体に新たに発注する必要があると認められる工事であって、随意契約によって発注することが適切な工事（以下「関連工事」という。）については、随意契約の方法により行うことができるものとする。

(公告)

第12条 町長は、特定建設工事共同企業体に発注しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公告するものとする。

(1) 特定建設工事共同企業体による発注である旨及び当該工事名

(2) 工事場所

(3) 工事概要

(4) 一般競争入札参加資格確認申請書の受付期間及び受付場所

(5) 特定建設工事共同企業体の構成員の数、出資比率、代表者及び構成員の資格要件等

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(入札参加資格確認申請等)

第13条 対象工事の入札に参加を希望する特定建設工事共同企業体は、提出期限までに一般競争入札参加資格等確認申請書に特定建設工事共同企業体協定書（様式第1号。以下「協定書」という。）及び特定建設工事共同企業体委任状（様式第2号）その他入札参加資格の審査に必要な書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(入札参加資格の決定及び通知等)

第14条 町長は、前条により申請のあった特定建設工事共同企業体の一般競争入札に係る資格要件の確認にあたっては、選定委員会に諮り決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により、入札参加資格の有無を決定したときは、代表者に通知するものとする。

3 前項の審査により適格とされた者は、有資格者名簿に登録された者とみなすものとする。

(有効期間)

第15条 一の特定建設工事共同企業体が、入札の結果落札し契約を締結したとき(以下「契約企業体」という。)は、他の特定建設工事共同企業体は解散するものとする。

2 町が契約を締結した特定建設工事共同企業体は、当該工事(当該工事内容の変更に伴う工事及び関連工事を含む。以下同じ。)の完成後12か月を経過した日までとする。ただし、当該有効期間満了後であっても、当該工事につき瑕疵担保責任がある場合には、各構成員は、連帯してその責を負うものとする。

(編成表の提出)

第16条 町長は、契約企業体の代表者をして、契約を締結した日から7日以内に特定建設工事共同企業体編成表(様式第3号。以下「編成表」という。)を提出させるものとする。

(共同施工の確保)

第17条 町長は、契約企業体から提出された協定書及び編成表等に基づき、構成員による共同施工が適正に行われているかどうかを随時調査できるものとする。

2 前項の場合において、共同施工が適正に行われていないと認められるときは、速やかに是正するよう指示するものとする。

3 町長は、契約企業体が前項の指示に従わないときは、必要な手続きを行うものとする。

(特定建設工事共同企業体に対する行為)

第18条 特定建設工事共同企業体に対する行為は、当該特定建設工事共同企業体の代表者を相手方として行うものとする。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

2 宮代町特定建設工事共同企業体取扱要領(平成7年12月28日決裁)は、廃止する。